

GDPRに関する特約

1. 定義

本特約において使用される下記用語はそれぞれ下記に定める意味を有するものとします。

「GDPR」とは、EU 一般データ保護規則 2016/679 (Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)) をいいます。

「EU 個人データ」とは、GDPR 第 4 条第 1 項にて定義される「個人データ」(personal data) のうち、EEA (GDPR が直接適用される領域である European Economic Area, 欧州経済領域を意味します。以下同じ。) 域内の自然人 (以下「EU ユーザー」といいます。) に関するものを意味します。

2. 当事者の義務

(1) 利用規約の当事者は、GDPR を含め、適用される法域における全てのプライバシー、データセキュリティ及びデータ保護に関する法律、法令、規則を遵守します。

(2) 利用規約の当事者は、EU 個人データを保護するため GDPR によって求められる適切な技術的及び組織的措置を講じます。

(3) 契約者は EU 個人データを取り扱うにあたり、GDPR の要求に従い、事前に当社が当該データを取得する旨及び当該データの収集目的・用途等必要な情報を明確に EU ユーザーに説明しなければなりません。

(4) 契約者が EEA 域内から EEA 域外へ EU 個人データを移転する場合、GDPR の要求に従い、事前に EU 個人データの移転に関して必要な情報を明確に EU ユーザーに説明しなければなりません。

(5) 契約者が前四号の規定に違反して取得した EU 個人データに関し、当社が監督当局から指摘を受けるなど、対応が必要になった場合、契約者は自らの費用と負担において最大限当該対応に協力するものとし、かつ当該 EU 個人データに関連して当社に生じた一切の損害を賠償します。

(6) GDPR が改正された場合、EU e プライバシー規則 (EU ePrivacy Regulation) その他適用される法域において新たにプライバシー、データセキュリティ又はデータ保護に関する法律、法令、規則が適用される場合、日本又は EU の公的機関により個人情報保護法又は GDPR に関するガイドラインが公表された場合、日本が「データ保護の十分性のある国」として認定された場合、その他必要な場合、利用規約の当事者は、利用規約の変更及びプライバシー又はデータ主体からの同意の取得方法の変更を含む当該法律、法令、規則を遵守するために必要な措置について対応を協議し、相互に協力します。

「GDPRに関する特約」

株式会社インフォネット

平成 30 年 9 月 1 日 施行